

令和2年度 第9回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和3年2月8日（月） 午後6時～8時
会 場 市民会館 集会室
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、高木委員、
竹内委員、武田委員、中村委員、三上委員（WEB参加）、
渡辺委員（WEB参加）
欠席委員 なし
説明員 子ども育成課長
傍聴者 2名

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について
- (2) 第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて
- (3) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書（案）について
- (4) その他

■議題（1）前回議事録の確認

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題（2）第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて

【会長】 議題2、第四次男女平等推進計画事業実績報告、基本目標ⅡからⅢのヒアリングについてである。本日のヒアリングは、前回予定していた、子ども育成課である。ポイントを絞って、説明いただきたい。

【子ども育成課長】 前回の審議会は、コロナウイルス対応を行っていた関係で欠席となり、大変に失礼した。

子ども育成課の該当施策としては、3点ある。

1点目が「子育て支援施設のサービスの充実」である。各保育園で実施している子育て支援のイベントとして、「プレママの広場」、「あかちゃんのひろば」といったものがある。「プレママの広場」とは、ママになる前の方々に集まっていただき、情報提供を行うといった事業である。「あかちゃんのひろば」については、赤ちゃんを連れて参加していただき、交流したり、母親からの相談を受けたりということを目的に実施している。これらの事業を実施するなかで、栄養士や保健担当も参加しながら相談に応じているところである。また、園庭開放を行って、そこで交流したり、栄養士による離乳食講座、救急法講座などの各種イベントも実施しているところである。これについては、子育て支援イベントとして、実施を継続していきたいと思っている。ただ、一方で、令和元年度末ぐらいから、新型コロナウイルスの影響もあり、こうした事業の開催が制限されるような状況もあるので、オンライン等も活用しながら、今後、こうした広報啓発活動を図っていきたいと考えている。

2点目の施策は、「病児・病後児保育の拡充」である。この事業は、病気になっている子供、病気から回復期にある子供を預かる事業である。令和元年度の実績としては、病児保育事業は、年間618名の市民が利用しており、病後児保育事業については、年間284名の方が利用されている。こちらについても、引き続き、預かり保育を実施して支援をしていくと考えているが、やはり、新型コロナウイルスの影響によって、かなり利用者が少なくなっている状況である。新型コロナウイルスの影響がだんだん縮小していくことによって、利用状況の回復は見込まれるところだが、かつてのように利用が多くない状況が発生しているところである。

3点目の施策として、「待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応」である。令和2年4月の待機児童ゼロに向けて、認可保育所を新規開設、また、認証保育所の認可化を実施してきたところである。令和元年度については、認可保育所4園の開設により、162名の定員が拡大することにより、令和2年4月の待機児童ゼロを達成することができた。今後の保育需要の動向を見ながら、必要に応じて、認証保育所の認可化等によって定員の拡充を図り、待機児童ゼロを継続したいと考えている。

説明は、以上である。

【会長】 ここまでの説明について、意見や、質問はあるか。

【委員】 2点ほど確認したいことがある。

子ども育成課だけではないが、B評価にしている事業、引き続きとなっているので、今後、Aにすべく、何かアイデアがあれば教えていただきたい、というのが1点目。

それから、事業番号30番の相談事業で、栄養士とか、救急法講座、それぞれ多岐にわたる専門家の相談やイベントなどがあると説明されたが、いわゆる心理士による、叱ったものか、許したものとかが、抱っこしたほうがいいのかというのは、割といろいろな地域、区市町村でたくさん相談があるように感じている。武蔵野市では、心理職の相談事業はどうなっているか、教えていただきたい。

以上2点である。

【子ども育成課長】 1点目のB評価の事業のA評価へ向けての取組であるが、こちらについては、いかに多くの方々に参加していただけるかというのは、1つ大きな目標になってくるところかと思っている。先ほど申し上げたのが、新型コロナウイルスの影響から、オンラインによる講座等も実施しているところだが、これはなかなか保育園まで行きにくい方のニーズを拾い上げているというところもあるので、こうしたいろいろなチャンネルを使いながら、より参加しやすい、多くの方に参加していただけるような方法を考えていきたいと思っているところである。

2点目の心理職の相談というところだが、実際問題として、心理職の方がこうした講座でやるということは今現在行われていない。やはり、保護者のいろいろな心理的な変化を酌み取るのは大事だと思っているので、心理職の方の支援をどのようにその場で提供できるかについては、今後検討していきたいと思っている。

【会長】 よろしいか、ほかにあるか。

【副会長】 令和元年度とはちょっと違ってしまいが、令和3年4月の待機児童数はどうなっているか。

【子ども育成課長】 令和3年4月に向けた入所の一斉申込みを受け付けており、1次申込みが終わって、2次申込みの段階である。その後、最終的な待機児童が確定していく流れになっているので、今現在で正確な数字を申し上げることはできないが、各保育園も、昨年度より余裕は出てきている。定員を拡充している関係で余裕が出てきているところもあるので、市としては、引き続き、待機児童ゼロを目指していきたいと思っている。

【委員】 私も保育園に子供を行かせたので、今、量よりも質ということを言われている。例えば、私の娘世代を保育園に入れているときに、比べて、入れたくない保

育園とか、それから、私自身が世田谷と武蔵野を比べての講座をやったことがあるが、その辺の質の向上というのはいかがなものか。BとかAというだけではなくて、全般に質の向上をしていただきたいと母たちは願っている。

【子ども育成課長】 質に関しては、新規の認可保育所を増やしていく中で、例えば、新規開園の保育園であれば、どうしても、経験年数のあまり多くない若い保育士が配置される傾向はある。そういった意味では、経験とかスキルが蓄積されていない状態からスタートするような状況が生まれてきているところはあると思う。

ただ一方で、そういったところに対して、いかに市が支援していくかが重要だと考えている。その取組として、市役所にアドバイザーを配置し、各園を巡回して、そこで行われている保育の内容を見て、実際にそこで働いている保育士にアドバイスをするというのもやっている。あとは保育総合アドバイザーといって、武蔵野市以外も含めた保育現場を見て、その保育を支援してきた専門家にも参画いただき、そこで保育のアドバイスを直接的にやるといったこともしている。さらに、公立保育園があることで、その地域全体の認可保育所の全体的なレベルの底上げも図っており、いかに地域全体で保育のレベルを上げていくかというのは、今現在も取り組んでいるし、これからも積極的に行っていきたいと思っているところである。

【委員】 アドバイザーについてだが、どういう専門性のある方がしているのかというのが一点目の質問である。

あともう一点、他市の方から、武蔵野市は、保育園に入るときに、コンシェルジュがいて、とてもよくしてくれると聞いて、二十年前、私が保育園に入所するときにはそういう人がいなかったの、ここには出てこなくて、ほかのところにも出てきていないが、武蔵野市ならではの、さすが武蔵野市ねと言われたので、子ども育成課の事業なのかどうか分からないが、ほかの市があまりやっていなくて、やっていることであれば、書いておくといいのではないかと、申し上げる。

【子ども育成課長】 1点目のアドバイザーの件だが、公立保育園で園長を務めた経験者を市に異動させ、各園の保育の支援に当たっているというのが現状である。

2点目のコンシェルジュについては、公立保育園の保育士を市の子ども育成課に配置して、入所の相談などの受付の業務をやっているの、入所の相談に来た方に対して情報提供することで、保育園の入所に関してより分かりやすくしたり、お困り事の解決のお手伝いをさせていただいている。

【副会長】 今の質の向上ということについてだが、実際に利用している保護者とか、もしくは少し前に利用していた方々の意見を聞いても、確かにそうだと思うものと、それはちょっと無理ではないかというものや、一朝一夕には変えられないなど、ご意見を承った結果、それがどうなるかというのは様々だと思うが、ただ、そういう意見を吸い上げる仕組みみたいなものはどう構築されているのか、教えいただきたい。

【子ども育成課長】 保護者からの御意見については、各園で承るとともに、子ども育成課にもお寄せいただいているところだ。また、保育園に第三者評価というものがあり、保護者からのアンケート調査も行っている。そこで保護者がどのように思われているかということも、園また市で確認できるので、そういったものを参考に質の向上につなげているところである。

【副会長】 園を介して吸い上げる意見には限界があるというか、そうでないところというと、直接言いたければ担当課に言っていただきたいというのが、園を介さない手続として、そういう形になるということか。

【子ども育成課長】 お見込みのとおりである。

【会長】 では、私から一点伺いたい。先ほど、病児・病後児保育がコロナ禍で利用者が減ったと言われたが、小児科なども利用者が減っているかと思う。利用者が減っている理由、要因について分析しているか。

【子ども育成課長】 要因は幾つかあると思っている。昨年の緊急事態宣言下において、本市も保育園を臨時休園した。そこで、自宅で保育している方がかなり多くいらっしまったので、そういった意味では、自宅で子供を見ていたということは1つ要因として考えられる。また、やはりどこかに預けるといったことに対して一定不安があり、利用控えをしてしまうという傾向もあると思うので、そういったところから利用者数が減少したと分析している。

【会長】 承知した。ほかにあるか。

【委員】 病児保育について、もう少しお伺いしたい。自分の経験上一番困ったのが、子供が病気のとときに両親が駆けつけようにも、私も専任の教員をやっていたので、すごく厳しい状況があった。そして、女性が働き続けられる、いろいろな社会整備をする中に、実は病児保育というのも非常に大きなことだが、病児保育をやっていますよ、あるいは、どうぞ御利用くださいみたいな、市の病児保育に対する広報みたいなものはいかがか。

【子ども育成課長】 広報の手段として、まず一番大きなものとしては、市のホームページに掲載している。病児保育を利用する方は、インターネットでいろいろ検索される方も非常に多くいらっしゃるのですが、まず、そこで検索されたときにヒットしやすいのが市のホームページだと考えている。

それから、先ほどコンシェルジュの話をさせていただいたが、コンシェルジュで、お便りを定期的に発行しており、病児保育の利用の案内もしているのですが、そういったところで、なるべく多くの方にこの事業を知ってもらい、必要なときに御利用いただくということを進めているところである。

【副会長】 今のお母さんぐらいの年代の方だと、ネットで検索できれば見つけられる可能性は高いとは思いますが、例えば、子供が生まれたときのやり取りの中に、見やすい形で、こういうことができますよというようなものを挟み込んでおくと、大分、認知度が最初のところで上がるのかもしれないとは思いますが、いろいろな制度があるのではないか、使えるものが。そういうのを一覧にして、生まれた直後の手続きのときに分かりやすい形で渡せるようにできないものか。

【子ども育成課長】 広報については、先ほど申し上げたもの以外にもいろいろなものに掲載している。保育園を利用する際に保育のしおりというのをお渡しするが、そこにも書いてあるし、市で作成している子育てに関する御案内の中には、ほとんど、病児・病後児の御案内を掲載している。

【委員】 アドバイザーについて、現在、退職園長がされているということで、個人的には自分が心理士なので事情が分かるのだが、近隣の区市町村で心理職が巡回していないところは、あまり聞いたことがなくて、心理士あるいは言語聴覚士あるいは作業療法士と、いろいろな専門家が保育園を巡回する時代が来ていると思う。退職園長ももちろんいいノウハウはお持ちだと思うし、経験もお持ちなのももちろん分かるが、若い保育士が、退職園長が回ってくるそこにピュアに聞けないという事情もあって、やはり質の向上というところでは、それぞれの専門家がいろいろ回るようなシステムを、もちろん、急には無理だとは思いますが、何かつくっていくといいと思う。

ちょっと畑が違うんですけど、教育のところでは、学校を巡回する専門家スタッフという心理職がいて、学校を回っている。そこは退職校長が回るわけではない。今、発達の問題も難しくなっている時代なので、長期的な展望で、武蔵野市もほかの市と同じような専門職による巡回というのを、一言付け加えさせていただく。

【子ども育成課長】 先ほどのアドバイザーについては、御案内のとおり、園長経験者、まだ退職していない園長経験者も含めて配置しているところだが、それ以外に、保育相談員とって臨床心理士等の資格を持った方が、例えば、障害を持ったお子さんに関する保育の支援にも当たっているので、今、多職種で保育園の保育の支援を行っているところである。また、別の角度からの専門性を持った方の相談も、今後、どうやっていけば効果的かということは研究していきたいと思っている。

【会長】 ほかにあるか。よろしいか。では、第四次男女平等推進計画事業実績報告のヒアリングは、ここまでとさせていただきます。

■議題（3）武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめについて

【会長】 議題3、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ」について、事務局より説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 それでは、武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書（案）について御説明させていただきます。昨年12月に、中間のまとめを公開させていただいた。資料2、資料3、資料4を御覧いただきたい。

中間のまとめ発表後、①市民説明会を2回行い、計14名の方の参加を得ることができた。②パブリックコメントにつきましては、8人の方から28件の御意見をいただいている。③で、多様性の尊重に関する庁内研究会の委員の2人から、2件意見が寄せられ、④職員アンケートでは、68人の職員から意見が寄せられている。

それらの内容を踏まえて、内容を修正させていただき、検討報告書という形にした。資料2の武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書（案）をご覧いただきたい。

表紙をおめくりいただき、左頁が「目次」、右頁の「はじめに」の次の「武蔵野市の現状」の（2）で、職員アンケートで指摘があり、性的マイノリティーの人の人権を守るために必要な方策ということで、「性的マイノリティーであっても不利な取扱いを受けないような法律や制度を整備する」が全体で49.8%、その次の2番目、3番目のパーセンテージが、正しくは、「法律や制度を整備する」が49.8%、その次の「教育を学校で行う」が47.2%、「相談・支援体制を充実させる」が34.8%ということで、記載を改めた。

2ページ、論点1「パートナーシップ制度の目的と根拠規定」だが、2段落目、「当審議会がこの報告書で提言することは、あくまでも今、パートナーシップ制度を導入

した場合の在り方を示したものであり、新たな制度の導入であるため、3年程度経過後を目途に制度の運用状況を確認し、必要な見直しを行うべきであると考えている」と加入した。「必要な見直しを行う」と書いたが、ここは「必要であれば見直しを行うべきであると考えている」と訂正したい。こちらに含んだのは、市民説明会やパブコメで寄せられた、市内居住要件の人数や、届出場所などの見直しが今後必要になってくるのではないかという意見を踏まえている。あくまで、この報告書案は、現時点での導入案であることを述べている。

4ページ、論点2「制度の在り方」である。このところでは、なぜ宣誓なのかという意見を多くいただいた。宣誓という言葉が重いというご意見や、宣誓というと、どこか特別な部屋で、誰か特別な人に向かって宣誓するのではないかということを通想させるという御意見もあり、下の趣旨・説明の記載を改めている。趣旨・説明の1つ目の中黒、「宣誓者2人が、パートナーシップ関係であることを市長に対する宣誓書に署名し、市に提出することで、市は宣誓書等受理証を交付する」と改めた。「市長に対して宣誓し」という表現を改めて、このような形にしている。3つ目の中黒、「市が2人の気持ちを受け止め」というのが分かりづらいという御意見もいただいたので、「市が宣誓書や公正証書等を受理することにより、宣誓者の関係性を尊重し、2人がパートナーであることを確認することで、多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築に向けた取り組みを広めていく」と改めた。あわせて、4ページの下（注）についても、「パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し」というところの「市長に対し」を削除し、「パートナーシップの関係にある2人が、お互いを」と改めさせていただいた。

また、4ページの趣旨・説明の1つ目の中黒で、「申請者2人が」を「宣誓者」に直している。このことについては、資料3の3ページの最後の事項、全般事項をご覧ください。「パートナーシップ制度の届出は、市に対して許可や認可等を求めるものではないため、「申請」の表現はふさわしくない」ということから、「申請」という言葉は、「宣誓」など、そこに合わせた形で改めている。

5ページ、2-3「市、市民及び事業者の責務及び禁止事項」である。趣旨・説明の2つ目の中黒、「禁止」という言葉が何度も出てきて分かりづらいという御意見もあり、言葉を整理させていただいた。「アウトティングを禁止することとする。市、市民及び事業者等は、性的指向または性自認に関する公表を、本人の意思に反して本人に強

制し、または禁止することをしてはならない」と表現を改めた。これに併せて、5ページの欄外の（注）も、「本人の了解を得ずに」を、「本人の意思に反して」と言葉を合わせさせていただいている。また、条例に追加する場合に、市民の責務についても、市や事業者と同じように、「パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」というような文言を入れたほうがいいのではないかと考えていたが、市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重しなければならない、とすべきと思っている。パートナーシップ制度の目的、又は理念でもいいかとも思っているが、御意見をいただけるとありがたい。

6ページ、論点3、「申請の要件」だったものを、「宣誓の要件」としている。3-1、「居住地」については、なぜ市内住所要件があるのか、2人とも市内に住所がないといけないのかという御意見をいただいている。逆に、2人とも市民でなければ駄目いけないという御意見もある。それらを鑑みて、市内住所要件の必要性を趣旨・説明の2つ目の中黒で説明している。「不動産の入居申込や医療機関における病状説明等において、親族と同等の取り扱いを受けられるなど、制度としての実効性、宣誓書受理証の信頼性を担保するため、市内に住所を有することをパートナーの要件とする」という部分である。

3-2、「その他の申請要件」も「申請」を消して、「その他の要件」とした。

7ページ、論点4、「証明書等の交付に関すること」だが、4-1の「提出書類」、趣旨・説明と、表自体に説明が入っているものとが混在しており、分かりづらかったので、方針案の表には、パートナーシップ宣誓書、確認書、本人確認ができる書類、独身を証明する書類、住所が確認できる書類、持っている方は公正証書等の写しと、シンプルにさせていただいた。趣旨・説明の1つ目の中黒が本人確認の書類のことで、「本人確認のための書類は、運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書を想定している」とした。当初、マイナンバーカードというのは入れていなかったが、職員アンケートから指摘があったためである。

その次の中黒が独身を証明する書類だが、「独身であることを証明するための書類は、戸籍謄本または抄本、外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類と日本語訳」とした。以前、独身証明書とここに書いたところ、戸籍課で発行する独身証明書と、外国人の婚姻要件具備証明書等を、いわゆる独身証明書と呼んでいるところのものが分かりづらくなってしまったので、書き

改めた。その次の中黒で、「住所が確認できる書類は、住民票の写し、住民基本台帳カード、マイナンバーカードを想定している」とした。

8ページ、4-5、「パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法」だが、方針案にかなり具体的なことが入っており、ほかのところとのバランスを考えて、「男女平等推進センターに2人で届け出ることを基本とする」とだけ入れるようにした。それ以外は趣旨・説明に入れるようにしたいと考えている。趣旨・説明の1つ目の中黒は、「宣誓等の申請」を「届出」に改めている。「宣誓等の届出及び提出書類の確認は、相談体制が整い、プライバシーに配慮され、かつ土日含む夜間10時まで受付可能な男女平等推進センターとする」とした。次の中黒、「事前予約のうえ、提出書類を持参する。なお、提出書類の内容や宣誓する本人であることを直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続とせず、2人揃って男女平等推進センターで手続をする」とした。

9ページは、文言整理のみなので、説明を省略する。

10ページ、論点5、「有効性に関すること」である。5-1、「宣誓書等の保存期間」だが、趣旨・説明の1つ目の中黒、「宣誓書は、2人が市長に対し行った」というのが入っていたが、ここでは保存期間を言っているところなので必要ないということから削除し、「宣誓書は、宣誓書等を受理後、市の保存年限の最長区分である30年保存とする」と改めている。

11ページ、5-3、「転出時の取扱い」の趣旨・説明、4つ目の中黒、単身赴任等のような、やむを得ない事情により、2人が住所を分かつような場合はどうなのだという意見を考慮して、「単身赴任等の事情による転出については、引き続きパートナーシップ関係が継続している場合には、届出を求めない」とした。

14ページ、男女平等推進審議会審議経過は、第7回以降の日時を記載した。

15ページ、これまでの武蔵野市の取り組みも、令和3年の日程を記載した。

16、17ページの他自治体におけるパートナーシップ制度導入状況だが、こちらについては、答申時には、3月初頭の時点での最新情報を表にしたいと考えている。

修正箇所は以上である。

【会長】 それでは、ただいまの説明について、なにか質問、意見はあるか。

【副会長】 これについて、今日で実質、ほぼ最後になる。ある程度まとめてもらったこの資料4の中で、大きく検討したほうがいいという項目については当たったほうがいいと思う。私が、これについては要検討と思ったところだけ取りあえず頭出し

で言ってしまうと、資料2、3ページ、「制度の種類」というところがなぜ宣誓なのか。気持ちを受け止めるとあるが、そういうことが必要なのかということと、5ページのアウティングの文言で、これはほぼ直っているけれど、もう少し変えたほうがいいと思っているので、今言ってしまう。文言としては、誰が、誰に、何をどうする、の順番なので、市、市民及び事業者等は、本人に対し、性的指向または性自認に関する公表を、ここで「本人の意思に反して」のところは要らないと思うのでここを消して、「強制し、または禁止すること」も要らないので、してはならない。最終的な文言だけでも1回言ってみますと、「市、市民及び事業者などは、本人に対し、性的指向または性自認に関する公表を、強制し、または禁止してはならない」だと思う。

【会長】 そうすると、今のところは資料2、報告書案の5ページに当たるか。では、2-3の方針案の趣旨・説明の2つ目の中黒は、どう直せばよろしいか。

【副会長】 同じである。「強制」とか「禁止」ということに、意思に反してやるという意味が入っているので、重ねて同じような言葉が入る必要はないということと、順番や文言を整理したということである。

ほかに、もっとここも検討したほうがいいということはあると思うが、私が検討したほうがいいと思うところを箇条で挙げていくと、6ページの居住地をどうするか、会長とも話していたが、原則は居住にして、例外が検討できるような幅を残しておいたほうがいいのではないかということである。

7ページの近親者でないことを要件というところは、そもそも近親者でもいいはずだというような意見が出たりしていて、当審議会では、そこは全然検討しなかったので、検討しなければいけないのかと思う。何で近親者の婚姻ができないのかということについて、遺伝的なものだけではないと思うので趣旨を確認してほしいという意見が説明会であって、今、最高裁の平成19年の裁判例で、この規定の趣旨について、社会倫理的配慮及び優生学的配慮ということの2つが挙げられているようである。優生学的には、子供ができたときに遺伝的に何か問題があることがあるかどうかということで、社会倫理的というのは、近親者が結婚することについてどう思うかということところだと思うが、そういうことが制度の趣旨のようだ。その上で、では、この規定をどう考えますかということである。

【会長】 今回の裁判例はどういった裁判なのか。男女の結婚に関する裁判か。

【副会長】 全然、違うようだ。遺族厚生年金の不支給処分取消しの事件だが、

関連条文としてあげられており、おじとめいとの間に内縁関係があつて、その関係を基に遺族厚生年金の支給が認められるかといった、どうもそんな話のようである。

【会長】 そうすると、今回のパートナーシップ制度で、その裁判例を参考にすべきかどうか。

【副会長】 裁判例自体というか、そもそも近親者の場合に婚姻を認めないこと自体に問題があるので、パートナーシップ制度としては、近親者であつてもいいのではないかという意見とか、例えば遺伝的なことを考えるなら、同性の場合はそもそも関係ないよねという意見とかがあつたので、では、この制度目的がどうなのかということの関係で、一旦、ここについて、どういう方針でやっていくのかということを考えてほうがよろしいのではないかということだ。

それが3つ目で、4つ目が、宣誓、同じである。提出場所は、結局、センターにするのか。そこも結構、要望が多かつたので、出す場所をどこにするかということをも5つ目。あと、通知だが、通知の原則や例外とか、ここも住所要件と同じであるが、DV事案とかの場合に危険が及ばないようにするために、どういう形、配慮ができるような形を残しておくかといった話である。大体、その5つぐらいは、取りあえず検討しないと駄目かなと思った次第である。

【会長】 市民説明会で主に話題になつたというか、疑問が出たところということで、参考のことも含めて説明いただいた。このことについて、ご意見はあるか。

【委員】 1つ目の宣誓の部分、私も気になっていたところで、「届出」とかにしてもいいと思っている。

【会長】 では、資料2、報告書案について、こちらを決めていきたいので、議論させていただければと思う。4ページ、「パートナーシップの宣誓があつたときは」というところを、「パートナーシップの届出があつたときは」という提案になるか。

【副会長】 先ず、私から話させていただく。多分、ここを「宣誓」にしている市が多いということは、パートナーシップ関係自体が先に存在して、それを宣誓することで市が認識するという形にしたいからなんだろうと思うのだが、それが届出だったら法的に何か問題があるのかということなくて、宣誓という言い方は、結構エモーショナルな感じがするので、届出であれば届出のほうが、誤解も生じないと思う。何か声を張ってやらなくてはいけないのではないかといった不安感もないと思うのでいいのではないか。これ、「届出」にしている自治体もあつたと思うがどうか。いろいろな

市を比較しているところで、確認したのではないか。あるなら、「届出」のほうがいいかと思う。。第三者に向かって宣言しなくてはいけないようなことでもない、そんな形をつけなくてはいけないようなことでもないと思うので。では、何にしましょうかという話になるが、届出だとしても、宛先としては市長に対する届出になるか。

【会長】 事務局も検討したと思うので、説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 まず、「宣誓」を使っているところが圧倒的に多かったからというのは事実である。本市のパートナーシップのとらえ方が、真摯な関係、日常生活において、協力し、扶助し合う、そういった2人の関係性があって、その関係性を市として追認ではないけれど、婚姻に近い関係であることを市に言っていただくということから、「宣誓」という形を選択した。

宣誓の届出は、市長個人という意味ではなく、機関としての武蔵野市長に届出をするという形になるので、市長に対する宣誓書に署名し、市に提出することで、市は申請書受理証を交付するという表現にしている。

【会長】 届出にしている自治体では、「届出証明書」といったものを出しているか。

【男女平等推進担当課長】 届出書を受けての、「受理証」だったと思う。

【副会長】 日本の法律関係の中に、「宣誓」という言葉は今まで全然入ってきていないと思う。もしかしたら、海外では宣誓が必要で、そうした制度をそのままスライドさせたから、宣誓になっているのかもしれない。婚姻の制度自体も全然違うのだから。

【会長】 最初の頃に導入したところでは、気持ちを受け止めるとか、宣誓とか、こういうことがあったのだと思うが、だんだん、少しニュアンスが変わってきているということか。

【副会長】 確かにそういう面はあると思う。どうか、パートナー関係にある2人が、パートナーシップの関係にあることを市長に対し届け出ることによって、市は届出書受理証を交付する。あわせて、公正証書等の提出を受けた場合には公正証書等受理証を交付するとかになるか、もし変えたとしたら。でも、そこを変えると、いろいろ変えなくてはいけないものが出てきてしまうけれども、やはり、「宣誓」という言葉の違和感というのは良く分かる。

【男女平等推進担当課長】 都内では、豊島区がパートナーシップ届となっており、区が広布するのは、パートナーシップ届受理証明書になっている。

【副会長】 届出とかか、届出のほうが手続的には。届というものもあるか。

【男女平等推進担当課長】 豊島区の条例では、「区長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところにより受理証明書を交付することができる」となっている。

【副会長】 届とか、届出で、市としての文言による効果の違いがあると思うので、法規担当部署に確認していただいて、特段、問題がなければ、届出のほうがいいと思う。今の段階で変更するのは大変だと思うが、取りあえず、「宣誓」と書いてあるのを全部「届出」に置換してから全体を見直してみてもいいか。

【会長】 今日の今日というのは厳しいけれども、たしかに豊島区だと届受理証明書になっている。パートナーシップの届けがあったときは、パートナーシップ届受理証明書を交付する。そうすると、論点3のタイトルは、届出の要件になる。あるいは受理証交付の要件なのかもしれない。

【副会長】 制度の対象者、これは関係ない。届出の要件でもいいのではないかな。どうだろう、制度の要件。届け出ることはできても、3か月以内に転入しなかった場合は制度には乗れないということになるのか。

【会長】 受理証の交付の要件。

【副会長】 受理証はどうなのか。でも、結局、転入予定となっている。3か月以内ということになっているのは、さきほどの市営住宅とかを申込み場合でも、予定ということのできるということを織り込んだもの、期間的にはそうなのだが、あとは、この部分について言うと、原則そうなんだけど、そうでない場合、片方が別のところに住んでいてもいいという話と、転入予定は双方転入予定でもいいということか。

【会長】 パートナーシップ制度の、結局、武蔵野市の制度を利用する要件となる。

【副会長】 そのとおり、制度の利用要件ということか。

【会長】 そこはまた考えるということにして、届けのほうがいいか、宣誓ではないほうがいいか、大きな枠組みだけ決めたいと思う。

【市民活動担当部長】 当事者からの意見は、聞いていなかったか。

【副会長】 聞いていると思う。

【会長】 聞いているが、多数決を採ったわけではないので、結局、前回あったものについて、よくないという場合は意見を出されるので、そこは何とも判断がつかねる。

【副会長】 そのとおり、婚姻が届出なのに宣誓なのがどうなのか。気持ちを受け

止めるということが何かちょっと、制度との兼ね合いが分からないとか、そもそもは、多分、市長室に行って手を挙げて話さなければいけないと思って、あんまりやりたくないというような意見とかである。ここは説明すれば、ある程度分かるところだとは思う。

【会長】 その説明を考えて、表記を改めているので、市長の前で宣誓するとか、何かやるということではないことは伝わるようになっているが、それでも、宣誓という形をとらずに届出のほうがいいのか、やはり宣誓のほうがいいのかというのは分からない。

【副会長】 宣誓というと、何かすごい外国っぽくなる。何で宣誓にしたのだろう。では、宣誓書の提出があったときとかになるか。宣誓があったとき。

【会長】 宣誓書の提出があったときなら、まだ、分かる。宣誓書という書類の名前ということで。

【副会長】 書類を出すということが一見して分かる。宣誓者2人がパートナーシップ関係にあることを示す市長宛ての宣誓書に署名し、市に提出することで、あまり変えられないんだったら、パートナーシップ宣誓書の提出があったときはとかになるか。方針。趣旨・説明の1行目は、宣誓者2人が、パートナーシップ関係にあることを宣誓する書面に署名し、市長に、市長宛てのという感じなのか。提出するのは市にということでもいいか。パートナーシップ関係にあることを、ちょっとこの部分は、そもそも日本語がこなれていない。

【会長】 ただ、宣誓書の届出という形でもあまりよくないのであれば、最終段階でも直してもいいのだが、そこの辺り、確信が持てないというところだ。

【副会長】 始まったところがずっとそのまま上書きされて、これで来てしまっている。あまり、日本の法で宣誓する機会はない。だから、すごく変わっているとは思うのだが。やはり、市民説明会でも、資料4にあるように、結構いろいろな意見をいただいた。当事者の方々からの意見もこの中には結構含まれていたりもするけれど、手を挙げて、大勢の前で何か叫ばなくてはいけないのではないかとこのところの一つあり、それはある程度、書き方を改めれば解消されるのだが、そもそも、「宣誓」という言葉がどうなのかというところがあって、それが何ともということであれば、「届出」という文言にしても、多分、特に法として問題が生じるということはないのではないかと思っている。

【委員】 私も「宣誓」というところを「届出」に変換しても、資料2の4ページの趣旨・説明のところの2行はつながるのではないかと思う。「届出者」とか、「市長に対する届出書に署名し」でいけるのではないかと思っているし、最初、課長が言っていたパートナーシップをするということを出してもらおうというのも、そもそも、その隣の制度の対象者に、方針案としてこう書いてあるので、わざわざ宣誓しなくても、それを出すということは前提だということなので、誓いを立てるみたいな、そういうニュアンスが入る言葉ではないほうがいいのではないか。

【副会長】 何か、違和感があるのはたしかである。

【会長】 もう一つ伺いするが、趣旨・説明の3つ目のところで、もし、「届出」に直したとする。その場合、「宣誓者の気持ちを受け止め」を変えて、「宣誓者の関係性を尊重し」としてあるが、ここら辺り、何か御意見はあるか。

【副会長】 完成版は、いつできなくてはならないのか。市長への答申は3月末のはずである。審議会として扱うのはこれが最後になるか。

【市民活動担当部長】 今回が最後になる。

【副会長】 では、「届出」に変えるのであれば、置換したものを私がいただいて、そこに近いところに、全部打ち直しても良い。多分、それが一番早いのではないか。文言の関係ありそうなところを取りあえず一旦直して、もう1回見てもらうとかでないかと、修正箇所が多岐にわたるので、全部、洗いざらいやらないと危ないと思う。

【市民活動担当部長】 事部局としましては、ここで皆さんが、「宣誓」からやはり「届出」ということであれば、あとは会長、副会長一任という形にさせていただいて、それを直したものを皆さんに送るという形でいかがか。

【会長】 「届出」のほうが良いということであれば、それでも結構だ。

【委員】 宣誓というのは、あくまでもパートナーシップ同士が確認し、宣誓することだと思う。第三者に対しては届出でよろしいと思うが、それに対して趣旨・説明のところ、そこら辺のところをどう考えているか。ほかの提出物とは違うと思うので。本当は届出だけでも、例えば宣誓届出だと、パートナーシップかなとかどうか、それは置いておいて、基本的には「届出」でよろしいと思う。ただ、例えば、お互いのパートナーシップの宣誓を確認して届出があったとか、あくまでも2人の信憑性が図りたいので、「宣誓」という言葉を使っているのではないか。その信憑性も第三者に対すると受け取っているんで、この辺のところ、あくまでも2人の——2人と

どうか当事者の問題なのに、何というか、その辺のところは「届出」でよろしいと思うが、それに対する趣旨というか、趣旨・説明のところ、もう一度、その人たちに確認をしたいというような感じがしてならない。

【副会長】 多分、おっしゃっているのは、真剣味みたいなものをどの程度見るかということか。

【委員】 そのとおり、本来は第三者に言うことでもない。自分たちが大事にしたいということだと思う。

【副会長】 市民説明会するときにも、今、主な議題には入れていないが、人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約したという部分を、すごく法的に、がちがちに固めて、かなり真剣な関係性ということをつくった、婚姻に近い関係ということで、法律の文言を引きながらつくったのだが、結果的に説教くさいという感想を持たれた方もいらっしまった。

【委員】 私なんかは、ほっといてほしいみたいな。深さは分かるのだが。

【副会長】 婚姻だと、真面目でも不真面目でも届出一つ出せば婚姻は婚姻である。だから、それと比べて、あんまり、倫理的なものとか真剣味を求めるところにいかないほうがいいのではないかなということだ。

【委員】 真剣味というのが質、量という点では量りきれないものである。明日変わる可能性もある。

【副会長】 そのとおりである。

【委員】 そういうことに対してもオーソドックスなことで、人間性がよくなっていればあるが、今、この市民の段階だったら、全く婚姻でも何でも、2人が組むというか、そういうときはオーソドックスで、その時代において趣旨・説明に書かれているようなことが必要かどうか、という蛇足的なものかなとも思う。

【副会長】 多分、宣誓が必要な国もあるので、そういうところが使っている制度をそのまま使おうとした結果なのかもしれない。だから、申し訳ないけど、多分、制度の目的としては、この説教くさいものを受け入れていただいて、ただ、手続としてはあまり、特別な手続を踏まないといけないという形にはしないほうが、よりよいという印象は持った。

【委員】 多分、宣誓というのは、西歐的に神があって、そこに対しての声で、人対人というようなものではないような気がする。それが一緒になってしまっていると

ころが難しい。

【副会長】 多分、今さらこれを直すと、直しが入り過ぎるところがどうしてもあり、強い御意見がなければ、一旦、預ける形にさせていただいて、最終、直し切れなかったら、「宣誓」にしたままいってしまうかもしれないが、そこは御容赦いただきたい。

【委員】 私は「届出」でいいと思っている。こちらも読ませていただいたし、そう思っているが、さきほど、上書きとおっしゃったが、むしろ、最初にできたときに、やはり、宣誓書みたいなものからそのままいきたいような、ここについて深く、いろいろな御意見があるまで、宣誓でもいいから、とにかくできればいいというのではないんですが、よりよいものをつくりたいというほうが強くて、その言葉ということとはこだわらなかった。よく考えてみれば、「宣誓」という言葉と「届出」は全然違って、やっぱり、「届出」というのは、いい意味の事務的に結婚届を届けるという意味でも「届出」がいいのではないかと、皆様の御意見を聞きながら、自分の中で得心したような気がする。

【会長】 「届出」の方向で検討したい。その際、幾つか細かい文言の変更が出てくるかもしれないが、その点は会長、副会長と事務局に一任いただきたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、そのように検討する。ほかに何かあるか。

【副会長】 2-2と2-3が特になければ、3-1が結構、意見が多かったところなので、どうか。2-2、2-3について、あるか。

【委員】 2-3、趣旨・説明のアウティングのところ、アウティングということ自体は、他者がアウティングする、本人がするものはカミングアウトという認識でいいか。そうすると、この文言が、「アウティングを禁止することとする」と言って、その直後は本人に対する強要や本人がカミングアウトを禁止する話になっていて、そして最後に、「同時に、本人の意思に反して性的指向」云々を「公表してはならない」で、最後がアウティングのことになっているので、ここをもっとスマートにしたらいいのではないか。「アウティングを禁止することとする」という文章と、最後の文章にサンドイッチされて、別のことが書いてあるようにも読める。その辺り、いかがか。

【委員】 そのとおりだと思う。アウティングとカミングアウトの強制または禁止のことが混ざっているので、整理したほうがいいのではないか。

【副会長】 5ページの「アウトティングを禁止することとする」、趣旨・説明では具体的に書いたほうがいいのか。そうすると、趣旨・説明の「アウトティングを禁止することとする」を消して、改行しておけばいいか。そうすると方針案で、配慮が1番目の中黒であって、アウトティングの禁止というのがあるけれど、カミングアウトに関する強制とか禁止というのが、項目としては方針案には載ってきていないので、入れる必要があるか。

【会長】 入れる必要があるだろう。

【副会長】 2個目に入れるか、どうするか。カミングアウトの強制禁止、ちょっと、短い文言にしにくい。「禁止する」だから、「カミングアウトを強制し、または禁止してはならない」とかでいいか。同じような形で書くとすれば、多分、アウトティングに説明がつくのであれば、カミングアウトについても、(注)で説明がついていたほうがいいだろう。

【会長】 分けて書くということになるか。

【副会長】 お見込みのとおり、趣旨・説明としても、中黒1、中黒2、中黒3と、それぞれに3つ書いてあるのが一番分かりやすい。

【会長】 ここは副会長に後でまた見ていただくということで、今の趣旨で整理いたしたい。ほかに気になるところはあるか。

【委員】 3-1の居住地のところ、市民説明会のときにも質問があり、終わってから会長、副会長とも話をしたと思うが、やはり、例外的な部分というのをもう少し寛容にということで、そこを少し考えましょうというところで終わっていたと思う。それは部長や課長にもお話をさせていただいているが、私たちは市民に説明する立場だったので、自分の意見は控えて、終わってから申し上げた記憶がある。やはり、こういうことに対して、できれば寛容な部分を文言で何か、基本はそのとおりだと思う。市民の方にとというのは当然だが、例えば転勤であるとか、その他いろいろな事情ができたときに、それこそ、転勤になったら離婚するわけではなく、転勤になったら、一緒に行ける人はいいけれど、行けない場合もあるので、いろいろなことが、結婚であれば大丈夫だが、こちらは駄目というのではなく、そういう寛容な部分を文言として残していただきたいと思っている。

【会長】 今の点は、転出時の取扱いのところ、配慮された、単身赴任等という記載がされているところである。

【委員】 現在の条例の第2条の3で、市民の定義をしている。これは、どう読んだらいいのか私も迷っているが、これは、住所を有している人または在学している人または在勤している人と読める。そうすると、ここでそう定義しているので、条例としてやるものであるから、そことの整合性を取らなくてはいけないのではないか。そこはどうなるのかと、最近、私もこの市民という定義を見つけて、気になっているところである。

【男女平等推進担当課長】 条例の市民の定義につきましては、委員お見込みのとおり、市内在住、在勤、在学の方を、武蔵野市では市民と定義している。その上で、このパートナーシップ制度の届出のための要件としては、居住地として、市内在住の市民という要件を付している、というふうに考えている。

先ほど他の委員から指摘をいただいた単身赴任等のことについては、資料2の11ページの転出時の取扱いの趣旨・説明の最後の中黒で、「単身赴任等の事情による転出については、引き続きパートナーシップ関係が継続している場合には、届出を求めない」という形で、単身赴任に関しては、ここで条件付をしている。住所要件について、緩い書き方をしてしまうと、では、これはどうなんだ、こちらではどうなんだという疑義が出る可能性もあるため、単身赴任の場合には、という形で限定的に書かせていただいたというところである。

それで、居住地のところの趣旨・説明の2つ目にあるように、なぜ市内住所要件があるのかということに関しては、実効性のある制度、信頼性がある制度にするためには、まずは市内に住居を有することをこの制度の要件としたいとしている。そのうえで、2ページの論点1の前文の2段落目のところで、あくまで、この審議会の考えたパートナーシップ制度は現時点での最善を考えている。しかしながら、新たな制度であるがゆえに、一定程度経過後に、制度の運用状況を確認した上、見直しを行うこともあるということを書いていただいて、その辺のところをカバーしたつもりである。

【会長】 御意見があるのは重々承知のうえで、私自身もできればオープンな制度がいいと思っているが、一方で、非常に新しい制度で、なじみがない制度である。そして、制度の信頼性を担保しなければいけないという状況なので、広げてしまった場合に、この制度自体が通らなくなるということは非常にもったいないというのがあり、では、どれくらいだったらできるのか、というところとの兼ね合いで検討してはいる。

そういった中で、今、こういう形を出している。そのことをどう書くかというのはあると思うが、未来永劫ずっとこれでいいというわけでもない。少しやってみて、また、しっかり検討してほしいということを次に伝えていきたいと思うので、パーフェクトではないけれども理解を得られる形、制度として早い時期に実現できるような、そういう報告書としてまとめてはどうかと考えている。

【副会長】 この点、私の整理ということで申し上げます。市民としては、在学の方や在勤の方、あと住所を有する方がおいでで、在学はそうでもないかと思うが、在勤の方については、ある程度、その制度が使えれば使いたいというニーズは、恐らくあるだろうと思った。ただ、住所というのは市で確実にコントロールして把握できて、そこが抜ければ分かるものだが、勤務地がどこかということについては、多分、把握が難しいところがあって、全く関係なくなっても、全然そのことを知れる機会がないので、制度としては大きいほうがいいのだが、関わりがなくなってしまうと、善意で届出をしていただけない場合にはそのまま放置することになってしまうというところが、なかなか難しいところなのかなと思う。

あと、片方が単身赴任の場合をどうするかというのは、パートナーシップがスタートする時点では、2人とも武蔵野市にいないてはいけないけれど、途中で変わった場合は差し支えないというのが今の制度設計で、最初から住所が違っても、個別の状況によってはいいということプラスするのかどうかというところだ。それは会長のお話では、取りあえず、そこはちょっときつめに締めておいて、3年後の見直しとかで、3年程度経過後になるのか、そこで要検討事項という話にするのか、それとも、原則としては、2人が市内に住所を有するか、また、2人ともが転入の予定ですということ、個別事情として、単身赴任で、同居の意思はあるんだけど、やむを得ない事情でそれができないような場合など、個別の事情によって配慮するというところになる。

【会長】 恐らく、単身赴任で、片方だけ住所があって、1人は別ということがあったとしても、武蔵野市に長く住んでいるという実績があれば、それは配慮されるのではないかと思う。現実には、結構、個別性があるところはあるのではないかと思っている。

【男女平等推進担当課長】 6ページ、居住地の1つ目の中黒のところ、「宣誓する2人が市内に住所を有することを求めるとともに、同居を基本とする」ということ

で、あくまで、市内に住所を有することを求めるけど、同居は基本というところで、ここは含みを持たせている部分である。

【副会長】 同居でなくてもいいということか。

【市民活動担当部長】 「市内に住所を有する」なので、例えば、お一方が境にいて、親の介護で、実家が境南町にあっても、それは受け付ける。なるべく広くは考えたいけれども、チェックができる範囲となると、今、副会長がおっしゃったように、住所でしたら市としてはチェックができると思うので、「市内に住所を有する」ということで、同居は基本だけれども、その辺りはちょっと広くとっている。市外とか、勤務地となると、やはりチェックできないというのがあって、先ほど課長も申し上げたとおり、制度としての実効性、これから、不動産屋さんやら企業、事業者さんにお問い合わせするに当たって、武蔵野市はチェックをしていて、しっかりとした制度ですということを説明するに当たっても、やはり、まずはお二人の住所が市内にあって、例えば、単身赴任でお一方が転出されるという形では配慮をしますということにはなっている。皆さんの御意見を賜って、少し工夫して、ここまでというところではある。

【委員】 私も本当は例外的な部分をつくったほうがいいと思ったが、この趣旨って、そもそも、法律的に結婚制度だったらできないことをパートナー関係でつくっていいのではないか、きちんと権利を主張していいかということから始まったことだと思うので、そうなってくると、やはり、制約とか、法律とか、最初の文言も、そういう意味では、法律的に堅く検討したかなと思う。そうすると、特に福祉の問題では、責任や、市としての役割とか、補助するためのいろいろなことがあると思うので、そうなってくると、今、会長が言ったように、ぎりぎりのところでそういう検討をして、なるべくそれが実現するようにしたほうがいいのではないかと思うので、曖昧にして分からなくなるよりも、そういう形でスタートして、みんなにだんだん認知されてくることによって、また変えていくほうがいいのではないかと、私は聞いていて思った。

【市民活動担当部長】 委員おっしゃるとおりで、論点6にも他の自治体との相互利用と書いてあるけれども、そういったものも含めて、まずは、武蔵野市がこの制度を使えるようにしないと相互利用もできないし、こういったところが多くなることで、例えば最初に大阪市がやりましたけど、今、大阪府としてもこういった制度がありますし、やはり、もっと広域に考えていかななくてはいけない。最終的には、国がどう考えていくかというのもあるので、会長、委員もおっしゃっているように、ぎりぎりの

ところで、実効性を担保しながら、まずは条例を通していかななくてはいけない。皆様の御意見を賜りながら、条例をつくっていきたいと思っている。

【副会長】 難しい。経済的なことだったらいいが、病院で死ぬかみたいなきに全然対応されなかったりしたら、本当に、そういうのはどうかと思うので、片方に住所があれば、住所があるほうが転出したら、それで終わりになる。どっちかが制度利用をやめますと言って申し出たらそれで終わり、そんなに、どうにも手を離れてしまつて管理しにくいというような状況になるか。

【会長】 問題はスタート時点と考えている。

【副会長】 だから、片方が近くにいない状態でスタートした場合に、具体的にどの辺が、在勤だったら、両方いなくなっても全く分からないので、それはどうにもコントロールしようがない状況になりかねないから、さすがに難しいと思うけれど、片方は必ず市内にしていることにして、しかも、例外的な事情を確認した上でということなので、1人だけいれば、どんな場合でもやるよというわけでもないような絞り方でやった場合に、具体的に、制度自体がワークしないとか、こんな弊害が生まれるみたいなことってあるか。意外と、そんなに困らないのではという感じがする。

【市民活動担当部長】 私たちは実効性という説明をしているけれども、やはり、市民説明会以外、議会等でも、今までのパートナーシップ制度に対する御意見等を鑑みると、例えば、ここの中ではあんまりあり得ないとはおっしゃっていましたが、例えば重婚的に、こちらの自治体でやって、あちらの自治体でもやってというのは、いかがかという御意見とかがあり、そういったことは防げるのか、チェックがきちんできてきているのかという御意見等があつて、まずは、この制度をやるに当たって、届出のときにしっかりチェックをした中で制度を実施していくということで、住所要件については、届出の際は市内に住所を有している。なので、同居を基本としていると書いてありますけれども、市内で別々の住所でも、それは届出を受け付けるという形にまで、今、落としている状況もなっている。

【副会長】 市で別々という事案がどれくらいあるのだろうか。

【市民活動担当部長】 結局、婚姻届だったら、戸籍をチェックすれば、どこに住居があつても婚姻届は提出できるが、そのチェックができない。

【副会長】 悪用というのはすごく分かっていて、いわゆる婚姻でいうところの戸籍があるので、外国人とかとでなければ、基本、日本国内では重婚は無理というのは

戸籍制度があるからだけれども、結婚制度自体の悪用とか詐欺的な利用ということはあって、本当に悪く使おうと思えば、どんな制度でも絶対悪くは使える、本来の趣旨ではないもので。かといって、そういうことが起こり得るから、多くの人ができることをやめようということが一概にいいことなのかというところがどうしてもあって、市民説明会のときにも、同居は原則だけど、例えば、同居できない事情についてはどんなことが考えられますかという質問をしたくんだりがあり、やはり、単身赴任とか、分かりやすく言えばそんな話ではないか。

【市民活動担当部長】 それなので、市内の同居でない人たちも受けましょうという形に今は落としてある。ただ、市外になってしまうとチェックができないので、そういった問題が起こりかねない。

【副会長】 今のチェックができないという話は、片方の人が市内にいることはチェックできるのではないか。もう1人の人がどこにいるかということは、ある程度、確認できないことなのかもしれないけれど、片方の人が市内にいるということだけしかチェックできないというのが、そんなにまずいのか。

【市民活動担当部長】 片方の方が、例えば、ほかのところでは違う方とパートナーシップを結んでいたり、実は結婚していたり、そういったことが分からない。

【副会長】 二重に使うメリットがあまりないのではないかと思う。病院の同意とか、携帯を2人の人と家族割にするとかですかね。だから、そこまで危険に思う必要があるのかとか、別に住所が一緒でない人でも、届け出れば皆さん認めますよということではなく、長いこと同居していた実績があるとか、同居できないような個別の事情があるみたいなことをきちんとした資料を出してもらった上で、認めるものは認めるし、パートナーだということが資料からは読み取れないということだったら、お断りしても全然構わないと思う。

【市民活動担当部長】 しかし、こちらの方は断って、こちらの方は届出を受けるということの難しさというのもあると思う。なぜ、こちらの方、同じではないですかと言われても、例えば、資料を出していただいた中で、同じだと言われたときに、それは違いますよねと言っても、こっちの方は断って、こっちの方はオーケーですよというのは、やはり、事務手続をしている中では、なかなか難しいところだと思っている。例えば、男女平等推進センターでチェックをしたときに、同じ条件ではないかと言われたときに、断るときというのは非常に難しいのではないかと考える。我々は事

務手続をしてきているけれども、そこら辺は、なかなか難しいのではないかと思う。

【男女平等推進担当課長】 市民説明会やパブリックコメントに参加してくれる方たちは、やはりこの制度に賛成してくださっている方が多く、かつ、ここに出席している方も、それを悪用するということはあまり考えていないけれど、結局、今後、条例等を議会に通していく中で、この制度はどうなんだろうと思っている方たちは、先ほど部長が申し上げたように、ほかのパートナーシップ制度がある自治体で、ほかの人とパートナーシップ関係を結んでいるとか、そもそもが、一対一ではなく、多くの人と婚姻的な関係性を持つ人たちがいるといった、そういう意見もある。

【副会長】 でも、住宅ローンで使えるとか、緊急時に病院で同意できるとか、携帯の家族割が使えるみたいなことをそんな幾つもやるのが、その人にとってメリットがあるのか。関係自体が外れてしまったから、次の人のところに行きたいというのは分かるけれど。

【委員】 ちょっと観点を換えさせていただいて、そもそも、パートナーシップとか結婚の在り方の原点を考えてみて、それで、法律をつくると、法律を無視できたり、利用できることもあるが、私たちがこれを考えるとき、将来、重婚は別ですよ、最小限2人で家庭を持っていくと。その所在地の在り方、それから、その町を守る在り方、最近、イタリアで過疎になったりして、家族がとかといって、身元が分かって仲よくしている。それだけの人数だから、別に身元の証明は要らない。だから、それで考えると、片側で、将来、どういう町で安心して動けて、安心して表明できるかといったときの法務の在り方みたいなところの原点だと思う。だから結婚も、パートナーみたいな形で、男女か、男と男、女と女など分からないけれど、今回も結婚の人たちと同じようなことで法律を利用させてあげましょうという、その原点のところは、やはり一対一で守っていくということなので、そうすると、町との問題、それから居住区との問題、それから、自分たちがそこでどういう形でも特異な目で見られないとか、互いに、やはり一つの教育というか、あって、片側にある。ただし、今、会長、部長もおっしゃったように、税金の問題、それから福祉の問題、リターンの問題があるので、副会長の御意見も本当にグローバルに考えると、外国も含めてそうだと思うが、取りあえず、いろいろな人に御賛同いただくためには、一般市民の税金の使われ方もあるので、居住のところで1つ持っておいて、次に、何かあったときに、もしかしたら財政が困難になって、それどころではない状況になるかもしれない。私たち武蔵野

市は財政力ではまだまだ強いと思っているが、そんなところを事務的な線で引いて、その論点はいったん置いておいて、くくってはどうか。

【委員】 私は、原則としては、私が言っていることや、副会長がおっしゃっていることは、本来あるべき姿だと思う。私は、本当は転勤のところもきちんと、見落としていたと、そこは1つ安心した。でも、例えば私は今、介護を4人抱えている。その介護のところは、自分の家において、それでやっている。在宅で4人抱えているので、もう絶えず、あるわけである。やはり、そちらに住んでしまったほうがいいかなど。確かに、住民票の問題においては武蔵野市に置いておくほうがいいかもしれないけれど、いろいろなことがある。私も、本来はこれであるべきだと思うが、そういう事情だって誰にいつ出てくるか分からないということを、私は思っている。でも、やはり通したいと思っているので、今、長引かせてと、むしろ副会長は本当に一生懸命言ってくださったのと思いますが、多分、皆様、本当は同じような気持ちでいらっしゃると思う。一言言わせていただきたいと思って。申し訳ないが、よろしく願いしたい。

【副会長】 では、具体的に、この部分ですごく反対されて条例が通らないような状況なのかというと、私はそういう話も具体的には聞いていないけれど、少なくとも、これをこのまま通すのであれば、3年後に必ず検討する事項をまとめて、そこには、これは見直しますということで列記するようにしていただきたい。

【委員】 もっと早くそうなるかも知れない。

【会長】 今の件だが、見直し事項を書くのはいかがか。そうすることによって、かえって不完全なものではないかとか、そういうことがあるといけないので、その点はまた検討させていただき、ただし、こういう形の報告書で、3年後に見直ししてほしいとはあまり書かないと思うけれども、これには書いて、状況に応じて、しっかり新たな対応をしてほしいということは伝えたいと思っている。

ほかに、ぜひここは確認したいというところはあるか、よろしいか。

では、基本的にこの報告書案でということにしたい。特に、「宣誓」ではなくて「届出」という形にして、文言等、関係するところを修正したいと思う。

その他のところとしては、2-3について、方針案のアウトティングの禁止のところにもう一つ、カミングアウトの強制を加えるというところである。強制し、または禁止してはならないということと、趣旨・説明に関して少し直すということで、こども

文言は特に副会長に見ていただくような形にしたいと思う。

それでは、報告書案は、こちらでいったん承認いただき、残りの部分は会長、副会長と事務局で確認して仕上げ、皆様に見ていただくような形にしたい。

それでは、本日の議題はここまでとさせていただきます。

■議題（１）前回議事録の確認

【会長】 最後に、事務局から、次回の確認と情報提供、事務連絡をお願いする。

【事務局】 第10回は、3月11日木曜日、午後6時から、スイングホールのカイルームで予定している。

また、そちらと併せて、報告書をまとめたものを委員の皆様を確認いただき、市長への答申を3月29日月曜日に行うので、皆さまにご参集いただきたい。

付け加えて、報告書（案）に書いた職員実務者研修について、渡辺委員に講師をお願いし、明日2月9日に、午前と午後、密集を避けて二部制で、「「アライ」って何だ？多様性を認め合い尊重するために私たちにできること」と題して実施する予定になっている。事務局からは、以上である。

【会長】 それでは以上で、令和2年度第9回審議会を閉会する。

— 了 —